

日本版DBS制度が 12月25日からスタート

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」（2024（令和6）年6月成立）により、日本版DBS制度が2026（令和8）年12月25日からスタートします。施行までに事業者求められる対応等をみていきます。



事業者求められる 安全確保措置と情報管理措置

児童等に対する性暴力は、被害を受けた児童等の権利を著しく侵害し、心身に深刻かつ長期的な影響を及ぼし得る重大な加害行為である。2024（令和6）年6月に「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保

育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が成立し、2026（令和8）年12月25日の同法施行後は、児童等に対して教育・保育等を提供する一定の事業者は児童対象性暴力等を防止することが義務づけられることとなった。

制度の対象は、「義務」（法律で定める性暴力防止の取り組みの義務がある）となるのが

学校、認可保育所・認定こども園、児童相談所、児童養護施設、乳児院等で、「認定」（国の認定を受けた事業者が、法律で定める性暴力防止の取り組みを行う／認定は任意）となるのが認可外保育所、放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ等である。

図1 対象事業者に求められる措置等

安全確保措置		情報管理措置
1 日頃から講ずべき措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項） ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等） ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等） ・ 研修（第8条等） 	初犯防止対策 3 特定性犯罪前科の有無の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 <ul style="list-style-type: none"> ➡ 学校設置者等の現職者（第4条第3項） ➡ 民間教育保育等事業者の従事者（認定等から1年以内（第26条第3項）） ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第4条第4項等） 	再犯防止対策 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等） ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等） ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等） ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条） ・ 情報の秘密保持義務（第39条）
2 被害が疑われる場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査（第7条第1項等） ・ 被害児童等の保護・支援（第7条第2項等） 	4 児童対象性暴力等の防止のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。 ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。 	

令和8年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議・こども家庭庁支援局参事官（こどもの性暴力防止担当）資料より



対象事業者に求められる措置等には、安全確保措置と情報管理措置がある(図1)。安全確保措置としては、以下の取り組みが求められている。

日頃から取り組むこと

- ・事業者、業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める
- ・いち早く異変に気づくことができるような仕組みを整える(例…面談やアンケート)
- ・子どもたちが性暴力について相談しやすい仕組みを整える
- ・子どもと接する仕事に就く人たち(先生等)は性暴力を防ぐための研修を受ける

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- ・子どもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように調査(聴き取りなど)を行う
- ・子どもたちが安心して教育や保育を受けられるように保護・支援を行う

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

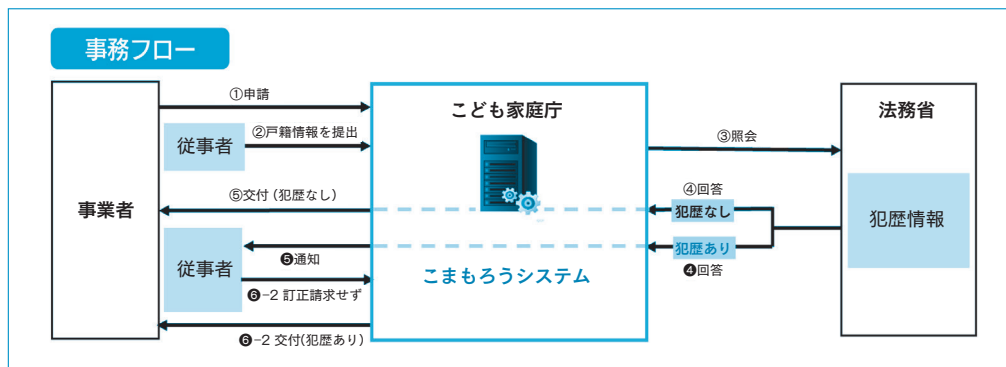
- ・子どもと接する仕事に就く人が、過去に性犯罪を犯していないかの確認(犯罪事実確認)
- ・過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことがわかった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就かせない(防止措置)
- 犯罪事実確認としては、事業者が対象業務従事者について、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を行うこととなる。犯罪事実確認を適切に行わなかった場合は、義務事業

者(民間)については事業者名の公表、認定事業者については認定取り消しとなる。

犯罪事実確認の事務フローは図2の通り。こども家庭庁の「こまろうシステム」※に申請し、法務省への照会を経て回答が交付される。犯罪事実確認の期限は、従事者の区分により異なっている(表1)。標準処理期間は、従事者が日本国籍の場合は2週間、1カ月、外国籍の場合は1〜2カ月とされている。

対象となる業務は、保育所の長、教諭、保育士等、子どもと常に接する職種は一律で対象となり、送迎バスの運転手、その他事務職員など業務内容によって子どもと継続的に接する可能性のある職種は、現場判断で対象とすることができるよう整理されている。雇用形態の違い、雇用契約の有無等に関わらず、短期間の労働者、ボラン

図2 犯罪事実確認の事務フロー



令和8年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議・こども家庭庁支援局参事官(こどもの性暴力防止担当) 資料より

表1 犯罪事実確認の対象・期限

対象・期限		
事業者の種別	従事者の区分	期限
学校設置者等	新規採用・配置転換	内定・内示等から当該業務を行わせるまで(※)
	現職者	施行日から起算して3年を経過する日(令和11年12月24日)まで ※令和9年4月以降、順次申込開始
	一度認定を受けた者	5年ごとに再確認が必要
認定事業者	新規採用・配置転換	内定・内示等から当該業務を行わせるまで(※)
	現職者	認定等の日から起算して1年を経過する日まで
	一度認定を受けた者	5年ごとに再確認が必要

(※) 急な欠員等のやむを得ない事情があり、直ちに業務に就かせなければ事業運営に著しい支障が生じる場合は、特例的に犯罪事実確認前に従事可能(いとま特例)。

令和8年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議・こども家庭庁支援局参事官(こどもの性暴力防止担当) 資料より

※こまろうシステム…事業者が従業員等の性犯罪歴の確認手続きや、各種申請、届出をオンラインで行うための専用システム



110年の歩みが 地域福祉を紡ぐ

— 兵庫県尼崎市・社会福祉法人神戸婦人同情会 特別養護老人ホームアマリリス —

キリスト教主義に基づく 多様な福祉事業を展開

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された兵庫県尼崎市にある特別養護老人ホームアマリリスを取りあげます。同施設は、人材不足が慢性化する地域で、先駆的に外国人職員の採用、育成を行っています。実践する取り組みについて取材しました。

社会福祉法人神戸婦人同情会（法人本部：兵庫県神戸市）は、キリスト教主義に基づく「信仰・希望・愛」を基本方針に、大正5年に婦人救済保護事業を開始したことが始まりであり、令和8年に創立110周年を迎えた歴史ある法人となっている。

現在は、「神戸事業所」、「尼崎事業所」、「猪名川事業所」の3つの拠点を展開し、母子・児童福祉事業では母子生活支援施設をはじめ、児童養護施設2カ所、保育所・認定こども園4カ所、児童館など、高齢者福祉事業では特別養護老人ホーム2カ所、デイサービスセン

ター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどを運営している。

これまで同法人が担ってきた役割について、理事長の城邦子氏は次のように説明する。

「当法人は、キリスト教の伝道師であった創設者の『与えて思わず、受けて忘れず』という想いを受け継いできました。設立当時は困窮する女性の救済を目的とした福祉事業を行ってきましたが、現在は地域の幅広い福祉ニーズを把握し、一人ひとりの支援対象者に寄り添いながら、0歳から100歳までの人生を支える福祉の実践に取り組んでいます。さらに、福祉サービスの提供のみではなく、『人と人』『世代と世代』『過去と未来』をつなぐ役割を担い、ともに支えあう共創社会の実現を目指しています」。

地域ニーズに応えた 福祉サービスを提供

認可保育所「くすのき愛児園」では、開園時から医療的ケア児の

受け入れをはじめ、休日保育や夜8時までの延長保育などを実施し、地域の多様な保育ニーズに対応している。

また、母子生活支援施設「ベル青谷」（定員20世帯）は、さまざまな事情で入所してきた母子世帯に対して、安定した生活と自立に

施設の概要

社会福祉法人 神戸婦人同情会 特別養護老人ホームアマリリス

〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3丁目16-3

TEL 06-6498-7501

FAX 06-6498-7516

URL <https://kobenubujoe.com>

開設：平成28年3月

理事長：城 邦子

定員：90人

法人施設：母子生活支援施設、児童養護施設2カ所、保育

所・認定こども園4カ所、児童館、特別養護老人ホーム2カ所、デイサービスセンター2カ所、居宅介護支援事業所2カ所、地域包括支援センター



続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・9,816円（税、発送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949